

平成29年死亡災害発生状況

静岡労働局 健康安全課

No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
1	磐田	1月 23時～0時	非鉄金属製造業 100～299人	はさまれ、巻き込まれ その他の金属加工用機械	圧延機に供給される材料を側面から押さえる装置の油圧配管を修理したが直らなかったため、被災者が圧延機内部に立ち入り調整したが、やはり動かなかった。被災者が再度、内部に立ち入り調整していたところ、材料を上から押さえる別装置の下降ボタンを同僚が不意に押したため、押さえ板が降下し直下にいた被災者が挟まれ死亡した。
2	島田	2月 8時～9時	窯業土石製品 製造業 10～29人	はさまれ、巻き込まれ その他の動力運搬機	派遣労働者である被災者は製造ラインで、コンクリート製品の型枠下方にあるボルトを取り外していた。型枠には製品確認のための足場板が設けられているが、後の製品がセンサー誤作動により前の製品の方に動いたため、前後の製品の型枠足場板に胸を挟まれ死亡したものの。
3	三島	2月 10時～11時	旅館業 10人未満	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	被災者は旅館の壁に水漏れを確認したため、防水補修を行うため3階屋上の露天風呂に移動した。墜落防止の措置を取っておらず、作業中に高さ11.6mの屋上の端から墜落し、死亡した。
4	沼津	2月 14時～15時	食料品製造業 10人未満	転倒 その他の一般動力機械	被災者は一人で乗用型摘採機に乗り、茶樹の整枝作業を行っていたところ、その下敷きになっているのを、通行人に発見された。状況から被災者は後進した際、畝の端部の傾斜によって乗用型摘採機が横転し、その下敷きになったものと推測される。
5	富士	3月 16時～17時	道路貨物運送業 10～29人	転倒 フォークリフト	外部足場機材をフォークリフトに積載し、所定の保管場所に運搬する同僚作業員の後方を、被災者は荷を積載していないフォークリフトで追走していた。被災者が爪を地上高2.5mに上げたままフォークリフトを右に急旋回させたところ進行方向左側に横転し、被災者は投げ出され、路面とフォークリフトのヘッドガードのフレーム部分に頸部を挟まれ死亡した。
6	三島	3月 6時～7時	卸売業 10人未満	交通事故(道路) トラック	県内の県道で、崖下に大型ダンプが転落しているのを通行人が発見した。警察により当該ダンプ運転手が車両の下敷きになっているところを発見され、死亡が確認されたもの。
7	沼津	4月 8時～9時	道路貨物運送業 10人未満	飛来、落下 玉掛用具	被災者は工事現場事務所兼資材置場において、トラッククレーン(つり上げ荷重2.9t)による鉄骨材積み込み作業を荷台上で行っていた。2点吊りしていた玉掛け用の繊維ロープから吊荷(長さ4.1m重量約250kgと長さ3.4m重量約250kgの2束)が外れ、被災者にあたり吊荷と共に墜落し、鉄骨材と地面に挟まれ死亡したものの。
8	浜松	5月 11時～12時	食料品製造業 30～49人	はさまれ、巻き込まれ その他の一般動力機械	漬け物製造ライン上部に計量装置があり、バケットコンベアで持ち上げる構造となっている。被災者がバケットコンベアの可動範囲内に立ち入ったため、下降中のバケットに上半身がはさまれ窒息死したものの。

No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
9	三島	5月 18時～19時	金属製品製造業 10人未満	墜落、転落 はしご等	作業員2人で、トラックの荷台後端に設置されたグラップル操縦席横のアームを取外し、溶接補修を行った。その後、荷台上の1人がアームを元の位置に取付けるのを手伝うため、被災者は地上からトラック脇に置いたうまを昇り荷台に移動しようとした。被災者が操縦席に手をかけた際、これが動いたため体勢を崩し、うまの4段目(高さ1.72m)から墜落した。なお、被災者は保護帽未着用であった。
10	富士	6月 17時～18時	その他の製造業 10～29人	はさまれ、巻き込まれ 混合機・粉砕機	製紙工場の抄紙機のプレスローラー及びベルトコンベヤーの5か所のベアリング(直径15cm幅1cm)の交換作業において、ベアリング交換作業を終えたが、取り外したコンベヤーシャフトを戻す際にベルトコンベヤーのベルトがねじれていたため、粉砕機の中に立ってベルトを直していたところ、被災労働者の頭上のコンベヤー端部に設置された粉砕機の起動用リミットスイッチに触れたため粉砕機が動き出し足から全身を巻き込まれ死亡した。
11	富士	6月 5時～6時	建築工事業 10人未満	おぼれ 開口部	既設建屋の外壁塗装作業に従事していた下請業者の被災労働者が、建屋1Fピロティの開口部より、深さ約3.7mの地下ピットに貯留していた深さ約2.7mの水面に墜落し、溺死した。被災労働者は当日の作業を終えた後、同僚の労働者と帰り支度を行っていたところ、忘れ物を取りに行くため現場に戻る様子を同僚の労働者が目撃しているが、災害発生時の状況を目撃した者はおらず、ピットへ墜落した状況は不明である。
12	静岡	5月 13時～14時	その他の製造業 10人未満	交通事故(道路) トラック	被災者は自社で修理を行う発電機を、受注先で中型貨物自動車に積み込み帰社途中に、渋滞最後尾のダンプカーに衝突し「多発損傷」により死亡した。
13	富士	8月 16時～17時	通信業 100～299人	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	被災者はバイクで郵便物を配達中、優先道路を走行していたが、信号のない交差点で一時停止せず進入して来た軽自動車に衝突され、出血性ショックで死亡した。
14	浜松	7月 4時～5時	小売業 10～29人	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	被災者は業務用の原動機付自転車で朝刊配達中、青信号で交差点へ北側から直進したが、東側から赤信号で直進してきた軽ワゴン車に衝突、引きずられ、全身打撲により死亡した。
15	沼津	9月 13時～14時	道路貨物運送業 30～49人	崩壊、倒壊 フォークリフト	最大荷重4.5トンのフォークリフトを作業員Aが運転し、荷(重さ2.75トンの射出成型機)をコンテナから引き出し、工場の外に仮置きしようとした。その際、荷の側面で作業員B、Cが誘導を行っていたが、急に荷がバランスを崩したため、作業員Aは退避を促した。作業員Bは退避したが、作業員Cは荷を手で抑えようとしたので、荷の下敷きとなった。
16	三島	9月 14時～15時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	木造家屋の新築工事において、被災者は高さ約2.7mの2階床部分で作業していたが、約90cm離れた場所にあった高さ約2mの脚立天板に乗り移ろうとして墜落した。

No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
17	浜松	9月 10時～11時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 足場	2階建て木造家屋の新築工事において、先行足場組み立て中に、飛散防止用のメッシュシートを張っていたところ、足場3層目(高さ:4m30cm)又は手すり上から墜落し、約2週間後に死亡した。
18	浜松	7月 15時～16時	その他の事業 10人未満	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	河川監視の業務を行っていた被災者が、帰宅時間になっても戻らないため家人らが捜索したところ、災害発生場所付近の川の中で発見された。目撃者はいないものの、状況から原動機付自転車に乗って監視中に道路脇のガードレールから8m下の河川に転落し、溺死したものと推察される。
19	三島	8月 8時～9時	小売業 10人未満	墜落、転落 はしご等	外灯の金属製支柱(高さ5m、直径8cmの円柱)、の再塗装を行うため、移動はしご(全長4.32m、幅0.39m、アルミ製)を支柱に立て掛け、はしごの踏み栈上で刷毛塗り作業中、はしごと倒れ墜落した。被災者は、アスファルト地面に頭部等を打ち、脳挫傷及び急性硬膜下血腫により死亡した。保護帽は未着用であった。
20	三島	9月 14時～15時	土石採取業 10人未満	激突され フォークリフト	産業廃棄物処理場で、被災者がトラックのあおりを直していたのを見たフォークリフト(以下「フォーク」という。)運転者は、手伝うためにフォークのエンジンをかけたまま停車させ、下車した。そうしたところ、フォークが自走し始め、運転者が止めようとしたが間に合わず、被災者はフォークの爪とあおりに挟まれた。
21	沼津	10月 22時～23時	食料品製造業 10～29人	墜落、転落 エレベータ・リフト	被災者は工場3階にて、1人で食品サンプルの整理を行っていた。被災者が終業時間を過ぎても職場に戻って来ないため、同僚らが探したところエレベーターピット内で倒れているのを発見した。当該エレベーター昇降路の3階扉が開いたままで、搬器が1階に停止した状態であったことから、3階の開いた扉から8m下のピット内に墜落したと思われる。
22	富士	10月 17時～18時	建築工事業 10～29人	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	S造1階建て牛舎新築工事において、被災者は屋根材を梁の上に仮置きしようとした。設置済みの屋根材の端に足をかけたところ、折れ曲がり、墜落防止用の網のすき間から約6.5m下の地面に墜落した。梁等組み立てのため親綱が設置されていたが、屋根材設置にあたり、全て外されていた。被災者は安全帯を装着していたが、使用していなかった。
23	沼津	10月 9時～10時	金融業 300人以上	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	被災者は届け物をするため、原動機付自転車を運転し、一旦停止の標識がある十字路交差点に進入したところ、優先道路を進んできた普通乗用自動車と出会い頭に衝突したものの。
24	磐田	11月 9時～10時	農業 10人未満	転倒 その他の一般動力機械	被災者が高所作業機を用いて樹木の剪定作業を行っていたところ、当該高所作業機が被災者もろとも転倒した。 なお、当該高所作業機は農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第2条第1項に規定する農機具に該当し高所作業車に係る労働安全衛生法令等は適用されないものである。

No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
25	富士	11月 8時～9時	食料品製造業 100～299人	有害物等との接触 異常環境等	被災者は、コーヒーのドリップパック製造ラインのサークルフィーダ(コーヒー粉を回転羽根で攪拌する装置)内の清掃をするため、開口部から上半身を入れたところ、酸欠状態になり倒れているところを発見された。病院に搬送されたが4日後に死亡した。当該サークルフィーダ内はコーヒーの品質保持のため酸素濃度が0.1%以内になるよう窒素が充填されていた。
26	静岡	12月 13時～14時	林業 10人未満	崩壊、倒壊 立木等	傾斜40度の法面において、被災者は1人で間伐作業を行っていた。伐倒していた木(高さ10.8m、胸高直径33cm)がかかり木になったため、処理道具を取りに行こうとした際に、伐倒しようとしていた木が倒れ、下敷きになった。
27	富士	12月 8時～9時	化学工業 10～29人	爆発 その他の危険物・有害物等	化学工場プラント1Fで構内下請が印刷インキ用樹脂を梱包する作業を行っていたところ、ホッパー周辺で爆発が発生した。1Fで作業を行っていた代表者1名(重傷)と労働者5名(死亡1名、重体2名、重傷2名)が重度の火傷、4Fで作業を行っていた親企業の労働者6名が煙吸入等、屋外で作業を行っていた運送会社の労働者3名が爆風により軽傷を負った。
28	島田	12月 9時～10時	窯業土石製品製造業 30～49人	激突され その他の用具	マンションのバルコニー用のL字形コンクリート構造物(H1.58m×W0.79m、L4.15m以下、「構造物」という。)を、工場内の天井クレーンで吊って検査作業場に移動させた。被災者が構造物の外側でタイルの目地材を手作業で除去していたところ、横転防止の角材が外れ、構造物が被災者側に横転し、被災者が下腹部を挟まれた。
29	磐田	12月 15時～16時	道路貨物運送業 30～49人	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	トラックにて配送センターに戻る途中、高速道路を逆走してきた乗用車と衝突したもの。
30	浜松	12月 22時～23時	道路貨物運送業 100～299人	墜落、転落 建築物・構築物	被災者は冷蔵倉庫のプラットホーム(高さ1m)上で、10tトラックの荷台後部から空コンテナをプラットホームにいったん降ろし、次いで冷蔵庫内へ運ぶ作業を単独で行っていたが、プラットホームの下で頭部左側を下に横向きで倒れているところを発見された。なお、保護帽は着用していなかった。外傷性脳内出血との診断。プラットホームから転落したものと推定。
31	静岡	4月 18時～19時	卸売業 10人未満	激突 屋根・はり・もや・けた・合掌	被災者は自宅の風呂の中で「くも膜下出血」により、意識不明の状態で見送られた。被災者は前日会社事務所の階段下空間部の物入れ内にて、荷を持ち立ち上がった際、高さ1.3mの位置にあった梁に前額部をぶつけていた。
32	浜松	6月 19時～20時	輸送用機械等製造業 300人以上	その他 起因物なし	被災者は自宅近くの遊技場にいたところ胸が苦しくなり倒れ、救急搬送された。急性心筋梗塞との診断により入院加療していたが、1か月後に死亡した。長時間労働により心臓疾患を発症したと推定され、後日労災認定された。
33	島田	8月 9時～10時	食料品製造業 100～299人	その他 起因物なし	災害発生の前日、工場内での加工機への原料投入作業中に急性心筋梗塞等を発症し倒れたもの。意識不明のまま救急搬送されるも死亡した。